

## 石巻地方広域水道企業団と石巻市の職員交流の適正化を求める意見書

今般（平成20年1月現在）、石巻地方広域水道企業団に石巻市より10名、水道企業団より石巻市へ3名の職員の派遣がある。本来、基本的には水道事業は受益者より徴収する水道代金で成立っている事業であり、水道企業団の職員で運営されるべきものである。行政事務上、職員の交流があつて然るべき事があるにしても石巻市より職員7名の受入超過は、水道企業団の独立性を失い、水道料金納入者の負担を増大させ、人事の意に沿わないものとなっている。旧石巻市の水道部時代からの人事の流れから脱却し、水道企業団の健全な発展になるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年 3月18日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

石巻地方広域水道企業団企業長

宛